

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
(1)	一般住宅・住居を利用した民泊の旅館業法の適用除外	<p>宿泊施設が現に不足し、今後も宿泊施設の新設が見込めない地域において、一般住宅・住居（区分所有建物を除く）にて年数回程度の民泊を実施する場合は、旅館業法等の適用外とする。</p> <p>※民泊：一般の家庭が対価を受領して、家人が使用している家屋（住宅・住居）に宿泊希望者を宿泊させるものであって、家人と同じ食事を提供するもの</p>	<p>地方では、期間限定のイベント開催時（祭り等）の観光需要に見合う宿泊施設機能を有さないため、機会損失が生じている。</p> <p>本要望のとおり、一般住宅においても民泊が可能となれば、十分な宿泊施設を有しない地域においても観光業の発展が見込まれるようになり、大規模なイベントやMICEの招致も可能になる。また一般家庭かつ家人が通常住んでいる家屋・住宅とし、かつ年数回程度と限定することで、旅館業法適用外となる宿泊施設の際限ない拡大は防がれると考える。</p> <p>なお、2015年度規制改革実施計画において、「小規模宿泊業のための規制緩和①イベント等を実施する際の「民泊」における規制緩和」が盛り込まれたが、「イベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いケース」のみを旅館業法の適用除外にするとしており、適用如何の判断が曖昧であることから実際の適用は煩雑かつ困難である。</p>	旅館業法（第2条、3条、4条、5条、6条）
(2)	免税手続きカウンター設置可能範囲の拡大（1棟の建物内、大規模小売店舗内、商店街振興組合もしくは事業協同組合の地区内という限定の解除）	商店街振興組合、事業共同組合の存在しないエリアや隣接する建物等でも、免税手続きカウンターの設置を可能にする。	<p>平成27年4月の消費税法改正により、免税販売手続きを代理で行える免税手続きカウンターの設置が可能となったが、代理できる範囲は、1棟の建物内、大規模小売店舗内、商店街振興組合の地区内、事業共同組合の地区内に限定されているため、商店街振興組合、事業協同組合が存在しない一定エリアでは、免税手続きカウンターの設置ができない。また、隣接する2棟の建物間で、一体的に店舗を構成・運営している施設についても、建物毎に免税手続きカウンターを設置しなければならない。</p> <p>一定のエリア内、隣接する建物内において免税手続きを代理するカウンターの設置が可能になれば、外国人旅行者の利便性向上が図られ、旅行消費額の拡大につながる事が期待される。</p>	消費税法施行令第18条
(3)	自動化ゲート利用者への免税販売制度の周知強化	入国時に自動化ゲートを利用する外国人旅行者に対して、免税販売を利用する場合はパスポートに認印が必須であることを周知徹底する。	<p>日本在留資格を有する外国人（再入国許可を有する者に限る）については、所定の登録手続き（指紋情報の提供等）をすることで、入国審査官から認印を受けることなく、自動化ゲートを通過して出入国ができる。</p> <p>免税手続きにおける非居住者の確認はパスポートの認印の有無で判断することと規定されている。自動化ゲート利用者は通常の手続きではパスポートに認印をもらうことはなく、別途認印を自ら申し出なければならない。この周知が十分でないために、免税購入できずにクレームやトラブルに繋がるケースがある。</p>	輸物品販売制度に関するQ&A（国税庁・平成26年8月）